

<1月の予定>

- ★ にこにこサロン : 19日(木) 10:30~ お楽しみ新年会
- ★ 子ども料理教室 : 21日(土) 11:00~

倉吉市部落解放文化祭が開催されます

第46回倉吉市部落解放文化祭

文化祭

人間解放の文化を創造しよう

倉吉市部落解放文化祭は、「お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちづくりをめざす」ことをねらいとして実施します。

※今年度は感染症拡大防止の観点から、新たなスタイルで開催します。

■講演の部

日時 令和5年2月11日(土) 13時30分から14時30分まで

場所 倉吉交流プラザ 視聴覚ホール(ライブ配信あり)

内容 演題:新型コロナウイルスと人権について
講師:中江美紀さん(公益社団法人鳥取県人権文化センター)

ライブ配信 <https://youtu.be/24xoolis8AE>

■作品展示の部

展示期間 令和5年2月1日から3月31日まで

方法 インターネットでの展示

展示団体 認定こども園、保育園、小学校、中学校、倉吉養護学校、高等学校部落解放研究会、解放子ども会、児童センター、社会福祉施設、人権文化センターなど

掲載場所 倉吉市行政サイト(URL <https://bit.ly/3tVEhO5>)

主催:第46回倉吉市部落解放文化祭実行委員会(倉吉市)
お問い合わせ先:倉吉市人権政策課(電話 22-8130)

「人間解放の文化を創造しよう」というテーマで、感染症拡大防止を図りながら、中止することなく新たなスタイルで解放文化祭を開催します。

講演の部は会場参加と、リモート参加に分散して実施します。作品展示の部はインターネットによる公開展示となります。

ぜひみなさん、ご参加ください。

(インターネットでの視聴は下記掲載のQRコードを読み取りご覧ください)

【講演の部】 QRコード



【作品展示の部】 QRコード



生活で困っていることはありませんか?

家族のこと・お金のこと・就職のこと・将来への不安など、どんなことでもどうぞ悩んでいることがあれば1人で抱えこまずにご相談ください。相談された内容は秘密厳守いたします。はばたき人権文化センターまでご相談ください。



差別落書きや差別発言などに遭遇した場合は、倉吉市人権政策課、又は、最寄りの人権文化センターまでご相談ください。

倉吉市生活産業部人権政策課 Tel.0858-22-8130
はばたき人権文化センター Tel.0858-22-0232

はばたき人権文化センターだより

はばたき

発行:はばたき人権文化センター
住所:〒682-0872
倉吉市福吉町2丁目1514-7
電話:0858-22-0232(FAX兼)
E-Mail:habataki@ncn-k.net

1月号 NO.421 (2023年1月1日発行)

謹賀新年

旧年中は、はばたき人権文化センターの諸事業・運営にご支援とご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。お気軽にお立ち寄りください。

はばたき人権文化センター 職員一同

先の2022年12月12日(月)に、世界遺産・京都市清水寺で、今年の漢字「戦」を森清範貫主が揮毫(きごう)し発表されました。「戦」が選ばれたのは、2011年米同時多発テロ事件以来10年ぶりです。

昨年、2月24日にロシアのウクライナ侵攻が始まり、いまだに戦闘が続いています。ウクライナの人々は厳寒の冬を迎え、生活は困窮を極め、国外に避難する人が増えています。

日本国内では、為替の変動により、円安が進行し物価が高騰。エネルギー価格の上昇と共に省エネルギー対策を求められる事態になっています。家庭経済はより厳しく、生活経済格差は拡大してきています。

最近のニュースでは、乳幼児への虐待、障がいのある方への人権侵害等の発生について報道されています。残念で腹立たしいことです。

明るいニュースといえば、先のサッカーワールドカップでの日本選手の戦い、活躍に元気をもらうことができました。

今年こそはと、皆さんと共に、見守り愛・支え愛・助け合える地域づくりに努力してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

◆ 年末年始 休館のお知らせ ◆

はばたき人権文化センター・福吉児童センター

12月29日(木) ~ 1月3日(火)



《12月こんなことしました》

●にこにこサロン：1日（木）

・体操や輪投げをして身体や頭を
使いました。みんな、心も体もスッキリ
できました。

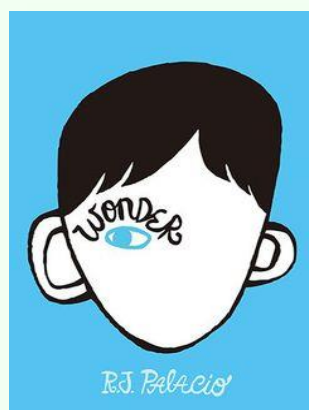
（15日（木）も実施予定でしたが、コロナウイルス感染症感染拡大予防のため中止にしました。）



●子ども料理教室：3日（土）

・今月の子どもたちのリクエストの調理メニューは、
「肉じゃが・鯖缶炊き込みご飯・みそ汁」でした。
毎回、やる気満々。包丁遣いも上手になってきました。

1月おすすめの本



「Wonder ワンダー」 作：R・J・パラシオ 訳：中井 はるの
出版社：ほるぷ出版

障害のある主人公が、差別的な言動を受けながらも、友だちや家族の力により日々の生活を豊かにしていき、多くの友達を得ていく。他者を理解しようとする大切さや差別とは何かを考えさせてくれる本です。

「僕の名前はオーガスト。外見については説明しない。君がどう想像したって、きっとそれよりひどいから」
「僕がすごく普通だってわかっているのは、世界中でただ一人、僕だけなんだ」

この物語のテーマは『親切』。「関わらないように避ける」あるいは「周りがしているのと同じ態度で接する」、そういう大多数の人々。でも、みんなが、今よりほんの少しでも親切になれば、世界はずっと素晴らしいものになると信じさせてくれる愛にあふれた一冊です。

オーガストはふつうの男の子、ただし顔以外は。ふつうじゃない一つの奇跡。



「ねえ、きいてみて! みんな、それぞれちがうから」

作：ソニア・ソトマイヨール 絵：ラファエル・ロベス
訳：すぎもと えみ 出版社：汐文社

くすりを飲んでいる子。車イスを、白い杖を、手話を使う子。言葉がつかえてしまう子…。私たち一人ひとりが、それぞれ違うからこそ世界は楽しく、面白くなっているんだというのが、作者ソトマイヨールからのメッセージ。

小児糖尿病のソニアは、友だちと庭をつくろうとします。この本に出てくる14人の子どもたちは、それぞれのやり方で庭づくりに参加します。

いろんな病気を抱えた子、いろんな障がいのある子が紹介されています。障がいのある人もない人もみんなそれぞれ、一人ひとり違うのです。誰一人同じという人はいません。それは個性と言われてきましたが、同じ人はいない、違ってあたりまえです。だからこそ、世界は楽しく豊かになることを教えてくれる本です。

「はばたき人権文化センター」は、1977年「福吉隣保館」から改称しました。



＜隣保館の始まり＞

日本の隣保館は、19世紀後半イギリスで誕生したセツルメント(社会事業)の影響を受け、明治後期にスラム地区対策として民間の社会事業家によって設置されました。戦後、1953年同和地区に隣保館を建設。1958年社会福祉事業法の改正により、隣保事業を第2種福祉事業として規定し、近隣地域における福祉に欠けた住民を対象として、無料又は低額な料金を隣保館を利用してもらう等、当該住民の生活の改善及び向上を図るための各種事業を行う施設とされました。

- 「セツルメント」：宗教家や学生などが、スラムに定住して、住民との人格的接触を図りながら、医療・教育・授産などの活動を行い、地域の福祉を図る社会事業。
- 「隣保」の意味：語源は唐の法律制度から、中国では自分の家の周囲5軒を指し、日本では、「向こう3軒両隣」を指し、仲が良く助け合っているのが当たり前とってきた。

《社会の変化とともに》

少子高齢化、人口減少という人口構造の変化とともに、核家族化の進行、さらには、孤独・孤立の増加という現象が起こってきました。そこで、1998年社会福祉の基礎構造改革が検討され、2000年に現在の社会福祉法となり、2002年には、人権教育及び啓発推進法に基づく基本計画に隣保館の役割が規定されました。

そして、地域福祉のあり方、生活困窮者の生活支援のあり方等が検討され、格差社会の進行に伴い、2015年「生活困窮者自立支援法」が施行。2018年には、「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制を整備するため、改正社会福祉法が施行されました。

2020年には、生活に関わる困難・生きづらさは多様化・複雑化し、これまでの福祉政策が整備してきた、子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった対象者ごとの支援体制だけでは対応がより困難になってきたため、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について改正。2021年には、重層的支援体制整備事業が創設されました。

《地域共生社会とは》

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な人々、企業・機関が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越してつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

【地域共生社会の実現を目指して 人権文化センターの役割とは】

倉吉市には人権文化センターが5館あり、いずれも福祉の向上や人権啓発の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして人権尊重のまちづくりをめざし事業を行ってきています。

今後さらに求められるのは、地域福祉の重層的支援体制を構成する一端を担っていく施設になること。隣保館として培ってきた相談支援や地域に寄り添う支援のノウハウを活用して。住民の困難さに寄り添う伴走支援体制をつくっていくことです。

人権文化センターは、従来、地域の皆さんがイメージしておられるのは、人権学習などをする施設、人権啓発をする施設であろうと思います。そこからもう一歩も二歩も進んで、社会問題、生活問題、あらゆる人権問題に取り組んできた隣保館として、日本社会の中にある孤独・孤立(特に社会的孤立)が増大する中で、SDGs「誰一人取り残さない」の実現と、誰も排除しないすべての人を包み込むインクルーシブな社会の実現に向けて、地域づくりの中で果たせる役割を担っていきたいと思っています。

※下記のことが求められています。

1. 個人や世帯が抱える複雑化・多様化した課題を制度のはざまに落とさないよう、他機関と連携して支援していくこと。個人や家庭に寄り添い、相談支援、伴走支援をしていくこと。
2. まちづくりでは、町づくり、住宅政策、町内自治、環境保全、教育など他の政策と連携し重層化を勧める努力をしていくこと。包括支援ネットワークの一員として活動していくこと。地域の人々の『つながる、つなぐ「場」』をつくっていくこと。